



伊那市産後ケア事業

産褥宿泊に補助が出ます

出産後のお母さんの体を安静に保ち、赤ちゃんが適切な養育を受けられる環境を整備できるよう、出産後の一定期間、母子で医療機関及び助産所に入所し必要な支援を受ける『産褥宿泊』を利用する際に、伊那市から補助します。

【対象者】

出産後、医療機関等を退院した市内に住所のある産婦及び新生児で、次の①から③のいずれかに当てはまる人

- ① 産褥期（出産の翌日から4か月）の身体的機能の回復について不安がある人
- ② 初産婦等であって、育児不安が高い人
- ③ その他産後の経過に応じた休養及び栄養管理等日常生活面について保健指導を必要とする人

【宿泊して受けられる支援の内容】

- ・産後のお母さんの体のケアや乳房管理
- ・赤ちゃんの沐浴や授乳等の育児に関すること



【利用期間及び利用日数】

利用期間は、原則として出産日の翌日から4か月を経過するまでの間で、利用日数は7日以内です（7日以内であれば複数回利用可能です）。

なお、状況により必要と認められた場合は、利用日数を14日まで延長することができます。

【費用】

市から1日当たりの費用の額の10分の7に相当する額を補助します。ただし、10分の7相当額が17,500円を超える場合は、越えた分については利用者の負担となります。

<自己負担額計算例>

1日の利用料25,000円で3日間利用した場合

25,000円 - (25,000円 × 7 / 10) = 7,500円 7,500円 × 3日間 = 22,500円（自己負担額）

【宿泊場所】

別紙医療機関等の施設での宿泊となります。

お問い合わせ先

伊那市役所 健康推進課 保健係

電話：78-4111

内線：2333から2338